【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月５日
【会社名】	HENNGE株式会社
【英訳名】	HENNGE K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小椋　一宏
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町16番28号
【電話番号】	03-6415-3660(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員　小林　遼
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町16番28号
【電話番号】	03-6415-3660(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員　小林　遼
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　645,643,200円 (注)　募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

１ 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年10月２日付をもって提出した有価証券届出書及び2026年10月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書について、2026年11月５日付で、2026年９月期連結会計年度(自　2025年10月１日　至　2026年９月30日)の連結業績の概要を公表したことに伴い、当該連結業績の概要を添付書類として追加し、また、添付書類の一部を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２ 【訂正事項】

第三部　参照情報
　第１　参照書類
　第２　参照書類の補完情報

(添付書類の追加)
　2026年９月期連結会計年度(自　2025年10月１日　至　2026年９月30日)の業績の概要

(添付書類の削除)
　2026年９月期第３四半期連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年６月30日)の業績の概要
　独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

３ 【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示しております。

第三部 【参照情報】

第１ 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

＜中略＞

３ 【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年10月２日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2025年12月24日に関東財務局長に提出

４ 【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年10月２日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づく臨時報告書を2026年３月19日に関東財務局長に提出

５ 【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年10月２日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号の規定に基づく臨時報告書を2026年４月27日に関東財務局長に提出

＜後略＞

(訂正後)

＜中略＞

３ 【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年11月５日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2025年12月24日に関東財務局長に提出

４ 【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年11月５日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づく臨時報告書を2026年３月19日に関東財務局長に提出

５ 【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年11月５日)までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号の規定に基づく臨時報告書を2026年４月27日に関東財務局長に提出

＜後略＞

第２ 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年10月２日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2026年10月２日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

＜後略＞

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年11月５日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年11月５日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

＜後略＞